

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月15日（水）

国立大学法人一橋大学

学 長 蓼 沼 宏 一

1 工事概要

- (1) 工 事 名：一橋大学（国立他）ライフライン再生（電気設備）工事
- (2) 工事場所：東京都国立市中2-1 ほか（国立キャンパス構内）
東京都小平市学園西町1-29-1（小平国際キャンパス構内）
- (3) 工事概要：本工事は、国立キャンパス及び小平国際キャンパス構内の老朽化した受変電設備の更新を行う工事である。
- (4) 工 期：令和2年1月31日（金）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、これにあたらぬ。
- (2) 文部科学省における建設工事に係る一般競争参加資格のうち、平成31、32年度の電気工事に係る等級がA又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、文部科学省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年度以降に、元請として完成・引渡し完了した、受変電設備で、設備容量（トランス容量）が750KVA以上の受変電設備の新設又は改修工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上

記の施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

② 平成16年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされていない場合は、入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同企業体の場合であつて、上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者は、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置出来ること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人一橋大学の契約に係る取引停止の取扱要項に基づく取引停止及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 工事成績は、次に掲げる基準を満たしていること。

工事成績相互利用登録発注機関における工事のうち平成29年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。

(8) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

[入札説明書参照]

(10) 東京都内、埼玉県内、神奈川県内、千葉県内、又は山梨県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記3(2)③によつ

て得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②上記3（1）①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

（2）総合評価の方法

①「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記3（3）①及び②の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高15点を与える。

②加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記3（3）①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記3（3）①において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3（2）②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

（3）評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書及び技術資料作成要領による。）。

①企業の技術力

- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

②企業の信頼性・社会性

- ・法令遵守（コンプライアンス）
- ・地域精通度
- ・ワーク・ライフバランス等の推進

4 入札手続等

（1）担当部局

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

国立大学法人一橋大学財務部施設課

電話 042-580-8093 FAX 042-580-8101

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ・交付期間：令和元年5月15日（水）から令和元年5月27日（月）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を除く。
9時00分から17時00分まで。
- ・交付場所：上記4（1）に同じ。

- ・ 交付方法：直接受領又は、電子入札システム及び本学ウェブサイト「調達・契約情報」の本件調達案件概要の添付資料からも交付している。郵送及び電送(ファクシミリ)による入手申し込みは受け付けない。

- ・ 費用：入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ・ 提出期間：令和元年5月15日(水)から令和元年5月27日(月)まで。ただし、休日を除く。

9時00分から17時00分まで。

- ・ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、上記4(1)に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札書及び工事費内訳書は、令和元年6月6日(木)から令和元年6月14日(金)9時00分から17時00分までの間に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない)。

持参する場合は、休日を除く。

開札日時：令和元年6月17日(月) 15時00分

開札場所：電子入札システムにより開札を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、一橋大学法人本部棟2階開札会場(当日案内)において開札を行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 納付

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人一橋大学契約事務取扱要項第20条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者の決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書及び技術資料作成要領による。